

## 令和 6 年度使用小学校・中学校教科用図書採択方針

寒川町教育委員会

教科用図書は、学校教育において主たる教材として使用されるものであるから、採択の対象となるすべての教科用図書について十分な調査研究を行い、児童・生徒にもっとも適した教科用図書を採択すべきである。

そして、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、採択地区の教育委員会は、種目ごとに一種の教科用図書を採択しなければならないと定められている。

なお、同法律施行令第 15 条 1 項の規定により、同一の教科用図書を採択する期間は 4 年と定められている。

以上のことを踏まえて、寒川町教育委員会は令和 6 年度使用小学校教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

(1) 国、県の方針等を踏まえて採択する。

文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び神奈川県教育委員会からの教科用図書の採択方針を踏まえ、寒川町教科用図書採択検討委員会の示す資料、神奈川県教育委員会作成の教科用図書調査研究の結果等に基づいて採択する。

(2) 公正、適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3) 寒川町の学校、児童、地域等の特性を考慮して採択する。

寒川町の学校、児童、地域等の実態を踏まえ、各教科用図書の特性を十分に検討した資料を用いて採択を行う。

また、中学校教科用図書の採択方針は、次のとおり定める。

(1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条 1 項の規定により令和 5 年度使用教科書と同一のものを採択する。